

ご利用ください！ 行政相談

行政相談では、身近なことで国の役所などが関係することをご相談いただけます。

ご相談をいただくと、内容に応じて、関係機関に連絡したりして解決を図るほか、制度の改善にもつなげています。

ぜひ、行政相談をご利用ください。

困っていることがあるけど、国のことか、県や市のことか分からない時も相談できるよ。



行政相談マスコット「キクーン」

行政相談での解決例



病気のため就職活動ができず失業給付がもらえなくて困っていた方が、行政相談で「傷病手当」を知り、受給できました。

改善前



改善後



通学路の歩道が狭く、大型トラックが通るので大変危険でしたが、歩道とガードレールを新設し安全が確保されました。

◆行政相談がきっかけとなり制度の改善につながることもあります。

保証人がいなくて、公営住宅に入れない！



「公営住宅に入居するのに保証人が必要とされ、身寄りもなく困っている」、との行政相談をきっかけに、中部管区行政評価局が東海4県の公営住宅の保証人の取扱いについて調査し、令和4年10月、中部地方整備局に対して改善を求めました。

(注) 名古屋市では、この調査の前(令和2年4月)から、市営住宅入居に保証人は不要とされています。

◆相談所で行政相談委員に相談することも、中部管区行政評価局に相談することもできます。

総務省中部管区行政評価局

電話によるご相談

0570-090110 (行政苦情110番)

時 間：月曜日～金曜日(祝日・休日を除く)

8時30分～17時30分

※これ以外の時間は留守番電話で受け付けます。

インターネットによるご相談

行政相談受付

検索

瑞穂区 行政相談委員の相談所

総務大臣から委嘱された行政相談委員が相談をお聴きします。

日時：原則毎月第4金曜日14時～15時30分
(休日の場合、原則前日の開庁日)

会場：瑞穂区役所 5階 504会議室
052-852-9304 (予約可)

行政相談委員は、総務大臣から委嘱されたボランティアで、相談所などで、相談をお聴きし、関係機関に連絡して、相談者のお手伝いをします。

全国に約5千人、名古屋市には39名(瑞穂区は3名)の委員がいます。

行政相談委員が取り扱った事案を見てみましょう。

中部管区行政評価局
行政相談キャラクター
あいびよん



行政相談での解決例

改善前



改善後



国道の横断歩道の近くに工事告知看板が並んでおり、歩道のこともからは車が通行しているか見えにくく危険なので、設置場所を移動してもらいました。

改善前



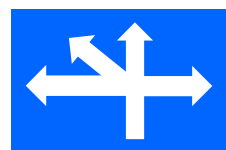
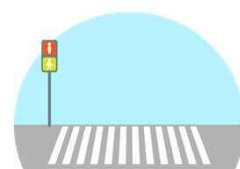
改善後



一般のごみ集積場に出せる事業用紙ごみの基準量(1袋・45ℓまで)を超えて出していた事業者に対して市から指導されました。

◆行政相談では、他にもこんな相談を受け付けています。

- 役所に給付金を申請したが、手続きが進まない。
- 国道の横断歩道の付近に照明を設置してほしい。
- 近くに郵便ポストがないので、設置してほしい。
- 分かりにくい道路案内標識を直してほしい。



◆問い合わせ先



総務省中部管区行政評価局

総務省

電話:052-972-7415(平日9時~17時)

所在地:名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館

(公共交通機関のご案内)

○地下鉄:名城線「名古屋城駅」5番出口 徒歩約3分

○市バス:

【名駅14系統】名駅(8番のりば)から
大曽根行き又は市役所行き「市役所」下車徒歩約3分

【基幹2系統】名古屋駅(10番のりば)から
(茶屋ヶ坂経由)猪高車庫行き「市役所」下車徒歩約5分

